

# 今後の人権・同和行政における 相談事業の重要性と役割について



村井 茂

財団法人  
大阪府人権協会専務理事

今後の同和行政は、「特別措置」という手法の終了により、これまでの成果を後退させず、新たな差別・人権侵害の予兆にしっかりと対応していくとの視点のもと、一般施策を活用して部落差別の撤廃をめざすこととなりました。このためには、相談活動の充実と、一般施策の積極活用・改革・創造が不可欠です。そして、この取り組みは、すべての人々の人権の伸長と擁護へとつながるものでなくてはならず、人権行政の創造と必然的に結びついています。

相談事業は、いま具体的には、福祉の向上や人権啓発のための住民交流等の拠点施設となる地域に密着したコミュニティセンターとしての機能を担う、「人権センター」等（隣保館等）を拠点として、生活上のさまざまな課題や住民ニーズなどの発見・対応するための「総合生活相談事業」が、（周辺地域住民等も含めて）住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に展開されています。また、これと連携して、「人権相談事業（人権ケースワーク事業）」等の専門的支援事業も推進されるようになりました。

この間、大阪府では、1998年11月に施行した「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づき、2001年3月に策定した「大阪府人権施策推進基本方針」及び同年9月の「大阪府同和对策審議会答申」を踏まえ、人権侵害に関する相談システムの確立を図るため、当協会と連携しながら、人権侵害に関わる問題に対し身近で当事者の立場に立ったきめ細かな相談ができる窓口の整備に取り組み、市町村・NPO等との人権相談ネットワークの構築も進んできています。

人権・同和行政は、総合行政の課題として再構築する段階に入っています。「総合行政としての人権・同和行政の

推進」の最も重要な柱は、かけがえのない一人ひとりに焦点を当てた取り組みスタイルを確立することであり、その第一の柱が総合相談機能の強化なのです。それは、制度やサービスを整えていく労力と同等に、制度やサービスから抜け落ちてしまう人々をインクルージョン（包み込む）していき地域の仕組みをつくりあげていく取り組みでもあります。「あまねく公平」な行政施策から、「真に必要な人に、真に必要な時に、真に必要なサービスを」提供する施策へ転換する時代に、「真に必要な人」を「発見」する「サービス」の整備こそが必要なのです。

「相談」には、①「気づき」と「癒（いや）し」（カウンセリング）②エンパワメントと自立支援③権利擁護と橋わたし役（アドボカシー）④発見と予見（セイフティネット）⑤効果測定・（「支え合い」の）組織化といういくつかの重要な機能があります。相談員は、このような相談の働きや、相談において守るべきことがらは何かということ、また、相談の進め方について、しっかりと認識しておく必要があります。

さらに、相談が総合的なものになるためには、①「官」と「民」のパートナーシップ（車の両輪・対等な関係の構築）②積極的な発見の仕組み（アウトリーチ：相談者のもとへ出向き、共に問題の気づきや解決を図ること）③地域のネットワークとチームアプローチ（相談者を援助するあらゆる機関や職種が役割分担して共働する）④新たなサービスの開発とつながりづくり⑤コミュニティワーク（地域住民のニーズを総合的に把握し、社会資源を開発して必要なサービスを的確に届けること）のできる相談員の人材育成—といった方策が必要です。

こんにち、長期に及ぶ経済停滞とそれにともなう企業倒産やリストラ、4年連続で自殺者が年間3万人を超し、完全失業率も（昨年10月～12月期で）5.2%（大阪は7.6%）に達し、野宿生活者も3万人を突破している厳しい状況があります。また、家庭や企業が持っていた社会的な機能の低下が進行しています。私たちは、相談事業の役割と重要性を深く認識し、相談事例の集約と分析を通じて人権問題に関する実情や課題を的確に把握し、人権施策の効果的推進と創造に活かしていかなければなりません。